

2 5 健康増進対策

〔現況及び施策の方向〕

近年、高齢化や生活習慣の変化により、広島県においても、疾病全体に占めるがん、心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病の割合が増加している。

このような状況に対応し、健康寿命の延伸を図るため、県民一人ひとりの主体的な健康づくりを基本とし、望ましい生活習慣の定着に向けた意識啓発や、情報提供・人材育成・市町や関係団体との連携により、県民が健康づくりに取り組みやすい環境整備を行う。

〔事業の内容〕

1 健康ひろしま21推進事業（予算額 1,253千円）

平成29年度に中間評価及び中間見直しに伴う改定を行った健康ひろしま21（第2次）に基づく施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、健康ひろしま21推進協議会を開催し、計画の進捗管理や推進方策の協議を行う。

また、「ひろしま健康づくり県民運動推進会議」と連携しながら、県民の主体的な健康づくりの取組を支援する。

2 健康づくりの体制整備

(1) 市町健康づくり推進協議会の組織育成

市町の実情に応じた健康づくり対策を推進するため、行政機関、保健医療団体、福祉関係団体及び住民組織等からなる健康づくり推進協議会の組織育成を促進する。（昭和53年度創設、市町地域保健対策協議会を活用）

第1表 市町健康づくり推進協議会（令和2年3月末現在）

保健所（支所）名	管轄市町数	設置市町数	保健所（支所）名	管轄市町数	設置市町数
西部	2	0	東部	3	0
西部（広島）	7	2	東部（福山）	2	0
西部（呉）	1	0	北部	2	0
西部東	3	1	計	20	3

（注）広島市、呉市、福山市を除く。

(2) 市町健康増進計画推進支援

市町の策定する健康増進計画について、所管の県保健所を通じ、その推進を支援する。

〈参考〉市町保健センターの設置状況（令和2年3月末現在）

保健所（支所）名	設置市町名	設置数	保健所（支所）名	設置市町名	設置数
西部	廿日市市	3	東部	三原市	1
	尾道市			1	
西部（広島）	海田町	1	東部（福山）	世羅町	2
	坂町			1	
西部（呉）	江田島市	3	東部（福山）	府中市	1
				神石高原町	1
西部東	東広島市	4	北部	三次市	3
	竹原市			1	
	大崎上島町			2	
			計	14市町	27

（注）1 国庫補助金を受けて整備を行った施設のみ記載

2 広島市、呉市、福山市を除く。

3 普及啓発

(1) 健康増進普及啓発の推進

関係者の取組を県民一人ひとりの主体的な健康づくりに結びつけるため、全県的な機運醸成と環境整備を図る。(健康づくりの県民運動化)

また、「ひろしま健康づくり県民運動推進会議」と連携しながら、県民の主体的な健康づくりの取組を支援する。

(2) 健康生活応援店制度の推進

望ましい生活習慣を広く県民に啓発するため、施設内禁煙や分煙の実施、栄養成分の表示、ヘルシーメニューの提供や運動等の実践支援により県民の健康づくりを支援する店舗を「健康生活応援店」として認証している。

令和2年3月末現在の認証店舗数は、重複を含んだ総数で2,246店舗となっている。(平成14年度創設)また、平成27年度から認証区分の追加変更を行っている。

第2表 健康生活応援店認証状況 (店舗数)

たばこ				栄養成分表示				ヘルシーメニュー			
禁煙	分煙	禁煙支援※	小計	栄養成分表示	エネルギー表示	塩分表示	小計	野菜たっぶり	塩分控えめ	オーダーメニュー	小計
553	11	80	644	408	11	1	420	114	49	12	175
塩分控えめ 推進・応援	食事バランス			運動実践				その他	合 計 (R2.3.31現在)		
	朝食摂取	食事バランスガイド	小計	正しい歩き方指導	ウォーキング勸奨・応援	サークル支援	小計	健康づくり応援等			
45 (H27.12新設)	5	31	36	19	130	7	156	770	2,246		

※令和元年度末に、禁煙支援店の考え方を整理した。

4 人材の育成・確保

運動普及推進員の育成

地域住民に対して、運動の効用を啓発し、日常生活の中に健康づくりのための運動の普及・定着化を目指した活動を展開する運動普及推進員の育成を促進する。(平成元年度創設)

第3表 運動普及推進員研修会実施状況

(単位 市町、回、人)

区 分	研 修 会			
	市町数	推進員数	回数	延人員
令和元年度	8	1,591	74	2,487
平成30年度	9	1,600	83	3,070
平成29年度	8	1,586	84	3,041

5 健康増進事業等 (予算額 35,261千円)

(1) 健康増進事業 (予算額 35,261千円)

昭和57年度から平成19年度まで、老人保健法に基づく保健事業として、市町が実施主体となり、①健康手帳の交付、②健康教育、③健康相談、④健康診査、⑤機能訓練、⑥訪問指導の6事業を実施してきた。

平成20年度から、これらの事業のうち、基本健康診査が、高齢者の医療の確保に関する法律に基づ

いて、医療保険者の責任により実施される特定健康診査・特定保健指導に移行し、その他の保健事業は、健康増進法に基づく健康増進事業として引き続き市町が実施しており、平成25年度からは総合的な保健推進事業が追加された。これら事業に要する費用の一部を負担する。(広島市を除く。)(平成20年度創設)

〔負担割合 国1/3, 県1/3, 市町1/3
肝炎ウイルス検診無料検診メニューの自己負担相当額分:国10/10〕

事業名	内容
健康手帳	40歳以上の者であって、特定健診等の健診を受けた者、健康教育、健康相談、訪問指導及び健康増進法に基づく健診等を受けた者に利用を促す。 *平成29年度から交付方法が変更(原則として対象者による厚生労働省HPからのダウンロード)
健康教育	(集団)40歳以上65歳未満の者及びその家族(集団)に対して、健康増進等に関する教育を実施する。 (個別)40歳以上65歳未満の特定保健指導等の対象以外の者に対して、健康増進等に関する教育を実施する。
健康相談	40歳以上65歳未満の者に対し、医師、保健師等が健康に関する指導、助言を行い、必要に応じて血圧測定、検尿等を実施する。 (重点相談, 総合相談)
健康診査	(基本健康診査) 40歳以上で生活保護受給者等、特定健診の対象外の者を対象として健康診査を実施する。 (歯周疾患検診) 40, 50, 60, 70歳の者に実施する。 (骨粗鬆症検診) 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70歳の女性に実施する。 (肝炎ウイルス検診) 40歳の者及び41歳以上の者であって過去に肝炎ウイルス検診に相当する検診を受けたことがなく、かつ、本検診の受診を希望する者に実施する。 ※ 肝炎ウイルス検診の個別勧奨メニューは、平成29年度から無料検診メニューに変更(40歳以上で5歳刻みの年齢に達する者は、自己負担を伴わない受検が可能) 【負担割合: 受診者負担相当額: 国10/10, 検診費及び個別勧奨経費: 国1/3, 県1/3, 市町1/3】
機能訓練	(平成29年度から廃止)
訪問指導	40歳以上65歳未満の者であって、特定保健指導の対象以外の者に対し、保健師等が家庭における療養方法、看護方法、機能訓練方法等の指導を訪問により実施する。
総合的な保健推進事業	健康増進法第19条の2に基づき市町が実施する各健診等の一体的実施及び追加の健診項目に係る企画・検討を実施する。【平成25年度～】

第4表 医療等以外の保健事業の実施状況

(令和2年3月末現在)

事業名		令和元年度	平成30年度	平成29年度
健康手帳の交付		—	—	—
健康教育	集団	19市町 延1,275回	19市町 延1,185回	18市町 延1,368回
	個別	—	2市町 延28回	1市町 延1回
健康相談	総合	18市町 延473回	17市町 延425回	16市町 延516回
	重点	11市町 延682回	14市町 延538回	12市町 延543回
健康診査	基本健康診査	332人	478人	264人
機能訓練		—	—	—
訪問指導		14市町 1,961人	14市町 3,756人	16市町 2,451人

(注) 1 広島市を除く。

2 健康教育, 健康相談, 機能訓練, 訪問指導の4事業については、65歳以上は、平成18年度から地域支援事業(介護予防事業)に移行し、保健事業の対象外となっている。

(2) 特定健康診査・特定保健指導の推進

県民の健康の保持増進を図るため、特定健康診査・特定保健指導を推進する。

事業名	事業内容
特定健康診査	<p>○40歳～74歳の対象者に対し健康診査を実施する。</p> <p>【基本的な検査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体計測（身長，体重，腹囲等） ・血圧・血液検査（血糖，脂質等） ・尿検査（糖，蛋白）・診察 <p>【詳細な検査：医師の判断で実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・眼底検査，貧血，心電図，血清クレアチニン検査
特定保健指導	<p>○特定健康診査の受診者のうち，腹囲，血圧，血糖，血中脂質検査等の結果により指導対象者を選定。</p> <p>○「動機付け支援」と「積極的支援」に対象者を分けて各指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動機付け支援：原則1回の指導後3か月経過した後に生活習慣の改善状況を評価 ・積極的支援：3か月以上の継続した指導後に評価

6 介護予防（予算額 16,777 千円 ※24 地域支援対策 1 地域包括ケアの推進 (1) 広島県地域包括ケアシステム強化推進事業の一部）

(1) 地域づくりによる介護予防推進支援事業（予算額 4,880 千円）

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく，人と人とのつながりを通じて住民が自ら運営する「通いの場」を立上げ，継続的に拡大していくような仕組みづくりを行うため，広島県アドバイザーを市町に派遣する等の支援を行う。（平成 26 年度創設）

(2) リハビリテーション専門職等人材育成調整事業（予算額 11,644 千円）

高齢者の生活改善や社会参加に必要な視点で助言できるリハビリテーション専門職が，市町介護予防事業・地域ケア会議や住民運営の「通いの場」において効果的な取組が実施できるよう派遣体制整備を図る。（平成 27 年度創設）

(3) 介護予防活動普及展開事業（予算額 253 千円）

生涯現役社会を実現するため，先進的な市町等で行っている効果的な介護予防の仕組みを展開し，元気な高齢者を増やすことを目的とする。（平成 29 年度創設）

(4) 地域リハビリテーションの推進

地域リハビリテーション広域支援センター等の指定を通じ，地域における専門的な支援体制を確保するとともに，市町の介護予防の取組を支援する。（平成 16 年度創設）

第 5 表 地域リハビリテーション広域支援センター等活動実績

年度	事業回数	連絡調整等	専門職派遣延人数
令和元年度	3,191 回	1,792 回	3,812 人

7 高齢者の健康づくり「通いの場」推進事業（予算額 20,108 千円 ※24 地域支援対策

1 地域包括ケアの推進 (1) 広島県地域包括ケアシステム強化推進事業の一部)

健康寿命の延伸に向けて、相関性が認められる要支援 1・2、要介護 1 の認定を受けている高齢者の割合を低減するため、介護予防の取組を充実・強化し、高齢者が通える範囲で定期的集まり、身近な人と関わりながら体操などを行い、運動機能や筋力の維持・向上を図る「通いの場」の設置を加速させる。

また、改善効果を「見える化」することで、高齢者の継続意欲を喚起させるとともに、効果検証を通じて、新たな「通いの場」の設置につなげる。(令和元年度創設)

(1) ネットワーク構築

各広域支援センターと市町等でネットワーク会議を設置して、各圏域の地域リハビリテーション体制に係る協議を行い、顔が見える関係を構築するとともに、各広域支援センターが「通いの場」の支援機関と協力して地域へリハビリテーション専門職を派遣する仕組みを構築する。

(2) 人材育成の加速

県が人材育成等調整会議を開催し、各職能団体から意見をもらって研修内容を検討し、より実践的な基礎研修・専門研修を実施するとともに、県アドバイザーを派遣し、「通いの場」の支援機関への助言等に併せて、地域のリハビリテーション専門職への O J T を行う。

(3) 「通いの場」リーダーの育成等

優良事例の紹介等を通じて、リーダーのモチベーションの維持、「通いの場」のマナー化の防止、参加者の継続意欲の向上を図る。

(4) 改善効果の「見える化」推進

改善効果を「見える化」し、参加者の継続意欲を喚起させるとともに、効果検証を通じて、新たな「通いの場」の設置につなげる。

第 6 表 「通いの場」の達成目標

年 度	R1 (実績)	R2	R3	R4	R5
設置数 (個所)	1,657	2,250	2,950	3,700	4,500
参加者数 (人)	36,122	45,000	59,000	74,000	90,000
高齢者人口に占める「通いの場」の参加者の割合 (%)	4.4	5.4	7.1	8.9	10.8